

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 5 月 25 日

姫路市長様

住所 兵庫県姫路市夢前町古瀬畑字東山336番地

氏名 進路砕石工業株式会社
代表取締役 楠田 貞治

電話番号 079-335-0031
(連絡担当者 吉井俊晴)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

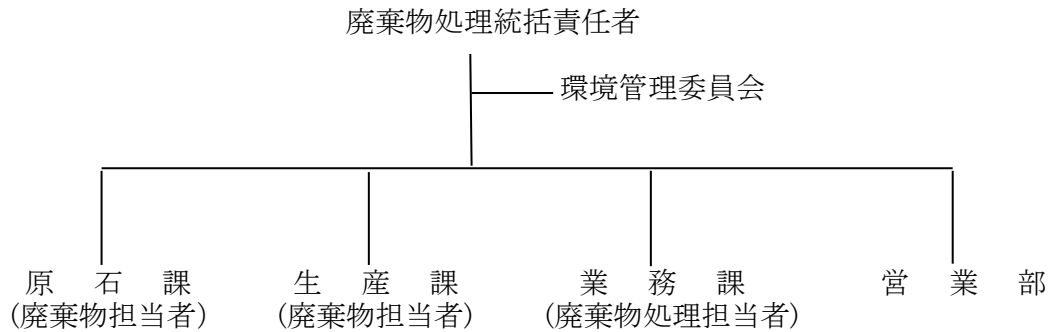
事業場の名称	進路砕石工業株式会社
事業場の所在地	兵庫県姫路市夢前町古瀬畑字東山336番地
計画期間	令和5年4月1日より令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	砕石製造業 [2181]
② 事業の規模	製品出荷予定量 379,000トン
③ 従業員数	20名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph TD A[廃プラスチック類(廃タイヤ)] --> B[業者無償引取] B --> C[委託先中間処理(破碎)] C --> D[再利用(燃料等)] E[無機性汚泥(脱水前)] --> F[自社中間処理(脱水)] F --> G[自社中間処理(乾燥)] F --> H[改良] F --> I[売却] G --> J[自社再利用] H --> K[売却] I --> L[再利用(混合土)] </pre>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 4 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥(脱水前)	廃プラスチック類(廃タイヤ)
	排出量	5,400 t	5.0 t
	(これまでに実施した取組) 無機性汚泥について—汚泥の発生がなるべく少なくなるような原料を使用し、発生を抑える。 廃タイヤについて—タイヤの寿命を延ばすように、運搬道の整備を実施および → 適正速度での運転を指導。		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥(脱水前)	廃プラスチック類(廃タイヤ)
	排出量	5,500 t	4.5 t
	(今後実施する予定の取組)□ 無機性汚泥について—汚泥の発生は砕砂の生産量にも左右される。よって発生抑える原料を使用しても排出量の減少には結びつかないこともある。今後、砕砂の一部を乾式砂に置き換え、汚泥の発生を減じていく生産方法を考えたい。 廃タイヤについて—上記同様、タイヤの消耗も生産量に左右される。今後もタイヤの寿命を延ばすように、運搬道の整備に重点をおいていく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現 状	【前年度 (令和 4 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥(脱水後)	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1,620t (自社再利用1520t,売却100t)	t
	(これまでに実施した取組) <input type="checkbox"/> 乾燥後に少量ずつ原石に混合し、処理する。 及び改良剤を用いて、改良する。		
②計 画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥(脱水後)	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1,650t(自社再利用及び改良剤にて改良)	t
	(今後実施する予定の取組) <input type="checkbox"/> 改良したものの販売方法。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現 状	【前年度 (令和 4 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥(脱水前)	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	3,780 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計 画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥(脱水前)	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3,850 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年 令和 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(令和 4 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類(廃タイヤ)	
	全処理委託量	5.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	5.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類(廃タイヤ)	
	全処理委託量	4.5 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	4.5 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。